令和８年６月２３日　東京地方裁判所刑事第７部宣告

令和６年特（わ）第７７号　政治資金規正法違反被告事件

主　　文

被告人Ａを罰金６０万円に、被告人Ｂを罰金２０万円に処する。被告人両名においてその罰金を完納することができないときは、それぞれ５０００円を１日に換算した期間、その被告人を労役場に留置する。

訴訟費用中、その５分の１を被告人両名の連帯負担とする。

令和６年５月３１日付け訴因変更請求書による変更後の令和６年１月１９日付け起訴状記載の公訴事実中、第１ないし第４については、被告人両名は無罪。

理　　由

【罪となるべき事実】

被告人Ａは、政治団体であるＤ会の代表者、被告人Ｂは、同会の会計責任者の職務を補佐していた者であるが、被告人両名は、政治資金規正法１２条１項により岐阜県選挙管理委員会を経て総務大臣に提出すべきＤ会の収支報告書につき、会計責任者の職務を補佐していたＣと共謀の上、遅くとも令和５年５月３０日までに、岐阜県羽島市ａ町ｂｃ丁目ｅ番地ｆ所在のＤ会事務所において、Ｄ会の令和４年の収入に関し、真実は、政治団体であるＥ会から同年に開催された同会の政治資金パーティーに係る１１２０万円の寄附を受けており、これを含む同年の寄附額が少なくとも１２５０万円であったにもかかわらず、Ｄ会の同年分の収支報告書の寄附の合計を記載する欄に１３０万円であった旨の虚偽の記入をするなどし、令和５年５月３０日、これを岐阜市薮田南２丁目１番１号所在の前記選挙管理委員会を経て総務大臣に提出するなどしたものである。

【事実認定の補足説明及び一部無罪の理由】

第１　訴因変更後の公訴事実第１ないし第４の内容

令和６年５月３１日付け訴因変更請求書による変更後の令和６年１月１９日付け

起訴状記載の公訴事実第１ないし第４の内容は、以下のとおりである。

「被告人Ａは、政治団体であるＤ会の代表者、被告人Ｂは、同会の会計責任者の職務を補佐していた者であるが、被告人両名は、政治資金規正法１２条１項により岐阜県選挙管理委員会を経て総務大臣に提出すべきＤ会の収支報告書につき

第１　共謀の上、遅くとも令和元年５月３１日までに、岐阜県羽島市ａ町ｂｃ丁目ｅ番地ｆ所在のＤ会事務所において、Ｄ会の平成３０年の収入に関し、真実は、政治団体であるＥ会から同年に開催された同会の政治資金パーティーに係る９７８万円の寄附を受けており、これを含む同年の寄附額が少なくとも１６４７万円であったにもかかわらず、Ｄ会の会計責任者らをして、Ｄ会の同年分の収支報告書の寄附の合計を記載する欄に６６９万円であった旨の虚偽の記入をさせ、令和元年５月３１日、これを岐阜市薮田南２丁目１番１号所在の前記選挙管理委員会を経て総務大臣に提出させた

第２　共謀の上、遅くとも令和２年５月２９日までに、前記Ｄ会事務所において、Ｄ会の令和元年の収入に関し、真実は、Ｅ会から同年に開催された同会の政治資金パーティーに係る１０３０万円の寄附を受けており、これを含む同年の寄附額が少なくとも１４８１万円であったにもかかわらず、前記会計責任者らをして、Ｄ会の同年分の収支報告書の寄附の合計を記載する欄に４５１万円であった旨の虚偽の記入をさせ、令和２年５月２９日、これを前記選挙管理委員会を経て総務大臣に提出させた

第３　共謀の上、遅くとも令和３年５月２８日までに、前記Ｄ会事務所において、Ｄ会の令和２年の収入に関し、真実は、Ｅ会から同年に開催された同会の政治資金パーティーに係る１０２０万円の寄附を受けており、これを含む同年の寄附額が少なくとも１４６５万円であったにもかかわらず、前記会計責任者らをして、Ｄ会の同年分の収支報告書の寄附の合計を記載する欄に４４５万円であった旨の虚偽の記入をさせ、令和３年５月２８日、これを前記選挙管理委員会を経て総務大臣に提出させた

第４　共謀の上、遅くとも令和４年５月３１日までに、前記Ｄ会事務所において、Ｄ会の令和３年の収入に関し、真実は、Ｅ会から同年に開催された同会の政治資金パーティーに係る１００６万円の寄附を受けており、これを含む同年の寄附額が少なくとも１４３６万円であったにもかかわらず、前記会計責任者らをして、Ｄ会の同年分の収支報告書の寄附の合計を記載する欄に４３０万円であった旨の虚偽の記入をさせ、令和４年５月３１日、これを前記選挙管理委員会を経て総務大臣に提出させたものである。」

第２　事案の概要等

１　事案の概要

本件では、被告人Ａが代表を務める政治団体であるＤ会の収支報告書に、Ｅ会から被告人Ａ側に交付された現金が記載されていないことについて、被告人両名の共謀の有無が問題となっている。Ｆ党に所属する国会議員を主な構成員とする政治団体であるＥ会は、政治資金パーティーにおいて各会員がノルマを超過して販売した額に相当する金銭を、各会員に対して現金で手渡して交付しており（以下、この交付された金銭を「交付金」という。検察官の主張における「還付金」と同義であり、「還付金」についても「交付金」と記載する。）、被告人Ａは、平成２６年ないし令和４年の間、毎年Ｅ会から現金の交付を受けていたが、これらの金銭について、Ｄ会の収支報告書には記載されていない。

２　当事者の主張

検察官は、要旨、①交付金がＤ会に対する寄附（政治資金規正法４条３項）に当たり、②被告人両名がその旨認識していたことを前提に、③平成３０年ないし令和３年分の交付金については、被告人両名が、被告人Ａの政策顧問であるＧを介して、平成２６年に受領した交付金を収支報告書に寄附として記載しない旨を黙示的に意思連絡して、平成２６年分の収支報告書の完成までには虚偽記入の共謀が成立し、その後も同様に共謀の上、交付金について、収支報告書の基となる会計帳簿を作成していたＣに伝えないことにより、会計責任者らに、交付金を収支報告書の寄附に

含まない虚偽の記入をさせるなどした（公訴事実第１ないし第４）、④令和４年分の交付金については、被告人Ｂが、被告人Ａの指示により、Ｄ会の会計責任者の職務を補佐していたＣに相談して、交付金の一部を被告人Ａの勉強会の売上げとして処理することとし、被告人Ａがこれを了解したことなどを踏まえ、被告人両名が、Ｃと共謀の上、交付金を収支報告書の寄附に含まない虚偽の記入をするなどした（公訴事実第５）と主張する。このように、平成３０年ないし令和３年分と令和４年分の収支報告書の虚偽記入に関する検察官の主張構造は異なっている。すなわち、前者については、被告人両名の意思連絡は黙示のもので、Ｇを介したものとされており、後者については、被告人両名が交付金の取扱いについて直接意思連絡をしたほか、交付金を寄附として記載しないようにするために、交付金の一部を被告人Ａの勉強会の収入に付け替えたとされている。

これに対して、弁護人（以下、各被告人の弁護人について単に「弁護人」という。）は、要旨、①交付金はＤ会に対する寄附に当たらない、②被告人両名は、交付金について、Ｄ会に対する寄附と認識していない、③被告人両名は、虚偽記入の共謀をしていない、④令和４年分の収支報告書において、被告人Ａの勉強会の売上げを実際より多く記入したことが虚偽であるとしても、交付金を寄附として記載しないという虚偽記入の共謀が認められるものではないと主張する。

３　当裁判所の判断

当裁判所は、検察官が主張する判断枠組みに従って検討することとし、交付金がＤ会に対する寄附に当たると判断した。その上で、平成３０年ないし令和３年分の収支報告書については、令和４年分の収支報告書作成前の状況のように、交付金の取扱いについてＥ会から具体的な依頼があったり、被告人両名の間で交付金の取扱いについて直接のやり取りがあったりしたものではないこと、被告人両名に虚偽記入の共謀があったと推認できる理由として検察官が主張する基本的な事実関係（平成２６年分の収支報告書の虚偽記入に関する被告人両名の認識、共謀、平成３０年ないし令和３年分の収支報告書案の被告人Ａによる確認）を認めるには合理的な疑

いが残ることなどから、交付金を寄附として収支報告書に記載しないことについて、被告人両名が意思連絡をしていなかった可能性が否定できず、被告人両名の共謀は認められないと判断した。また、令和４年分の収支報告書については、令和４年分の交付金をＥ会から受け取った際に、その取扱いについて勉強会等の売上げへの付替えの依頼があり、それを踏まえて被告人両名とＣの間で交付金を収支報告書に記載しないための具体的な方策について直接やり取りがあったことなどからすると、交付金を寄附として収支報告書に記載しないことについて、被告人両名の意思連絡があったといえ、被告人両名がＣとの間で虚偽記入の共謀を遂げたと認められると判断した。以下、詳述する。

第３　検討

１　前提事実

関係証拠によれば、以下の事実が認められる。

被告人Ａは、Ｆ党の公認を受けて、平成２５年７月施行の参議院議員選挙に岐阜県選挙区から立候補して初当選し、その後、令和元年７月施行の参議院議員選挙に岐阜県選挙区から立候補して再当選し、本件当時、参議院議員を務めていた。被告人Ａは、参議院議員選挙に初当選した当初から、Ｆ党に所属する国会議員を主な構成員とする政治団体であるＥ会に所属していた。

被告人Ａは、参議院議員会館内の自身の議員事務室を東京における政治活動の拠点とする事務所（以下「東京事務所」という。）としていたほか、岐阜県選挙区内にも政治活動の拠点とする事務所（以下「岐阜事務所」といい、東京事務所と岐阜事務所を併せて「Ａ事務所」という。）を置いていた。岐阜事務所には、経理全般を担当していたＣ、平成２６年３月頃に公設第一秘書となったＨのほか、３名の私設秘書が勤務していた。

被告人Ｂは、平成２６年１月から、被告人Ａの政策担当秘書として東京事務所で勤務しており、その頃、東京事務所には、公設第二秘書のＩ、私設秘書のＪが勤務し、Ｊが退所した後の令和元年１０月頃からは、Ｋが勤務していた（同人は、Ｉが

退所した後の令和５年１月に公設第二秘書になった。）。Ｇは、被告人Ａの父親であるＬ元参議院議員の政策秘書を務めるなどしており、被告人Ａの政策顧問として、Ａ事務所の事務全般の相談役の役割を果たしていた。

被告人Ａは、政治団体であるＤ会のほか、Ｆ党M支部（以下「M支部」という。）の代表者を務めていた。Ｄ会は、被告人Ａの資金管理団体であり、主たる事務所を岐阜事務所の所在地に置き、被告人Ａの支援者であったＮが会計責任者として届け出られていた。他方、M支部は、政党支部であり、Ｎとは別の者が会計責任者として届け出られていた。Ｎは、Ｄ会の収支報告書の作成に関与しておらず、Ｃが、Ｄ会及びM支部の会計責任者の職務を補佐し、収支報告書の作成事務を担当していた。

２　交付金の性質

⑴　関係証拠によれば、以下の事実が認められる。

Ｅ会は、例年、政治資金パーティーを開催し、現職国会議員である会員に対して、当該年に改選予定の参議院議員である者を除き、それぞれパーティー券の販売目標枚数（以下「ノルマ」という。）を割り当てており、会員がそのノルマを超過して販売した代金及びノルマのない会員が販売した代金（以下「ノルマ超過分」という。）について、これがＥ会に納付された場合には、ノルマ超過分に相当する金銭を、Ｅ会から会員又はその秘書（以下「会員等」という。）に対し現金で手渡して交付していた。Ｅ会の事務局には、平成３１年から事務局長として勤務していたＯ、平成２０年頃から正規の職員として勤務していたＰを含め３名の職員が勤務していたが、Ｏらは、交付金は、会員の政治活動や選挙のために使ってもらうものと考えており（そのため、選挙がある年の参議院議員にはノルマを課していない。）、会員等に対して、その旨の説明を行ったこともあった。Ｅ会は、交付金を返してもらうことは考えておらず、会員に対して、預り金であるとの説明を行ったことはなかった。また、被告人Ａ側からＥ会に対して、交付金を預かる旨伝えたことはなく、交付金を他の金銭と分けて管理するということもなかった。

⑵　弁護人は、寄附は贈与契約であるから双方の意思表示の合致が必要であるが

本件ではこれを欠くし、交付金の実態は「よく分からないお金」というものであるから交付金は寄附に当たらないなどと主張する。そこで検討すると、Ｅ会は交付金の返還を予定していたものではなく、被告人Ａ側からも預かる旨伝えたことはなかったことなどからすると、Ｅ会と被告人Ａ側との間で、交付金を譲渡するとの意思の合致が黙示的にあったといえ、交付金については、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で」、「債務の履行としてされるもの以外のもの」（政治資金規正法４条３項）といえるから、寄附に当たると解される。

また、弁護人は、本件のようにパーティー券の販売代金をＥ会に渡した上でノルマ超過分だけ交付金としてＥ会から受け取るのと、ノルマ分だけＥ会に入れて残りは各事務所でストックする場合とは同様であるから、交付金は寄附には当たらないとも主張するが、販売代金の一部を各事務所でストックする場合があったとしても、Ｅ会から実際に受け取った交付金の法的性質が変わるものではない。

３　交付金の帰属先

⑴　弁護人は、交付金の帰属先について、交付金の受取書などの書類は「Ａ（被告人Ａ氏名）事務所」とされており、Ｅ会の交付の相手方はＡ事務所であってＤ会ではないし、被告人Ａ個人に対する交付と考えることもできるなどと主張する。そこで検討すると、交付金は、会員の政治活動等に充てるためのものであることからすると、被告人Ａ個人に対してではなく、被告人Ａの政治団体に対するものと認められる。また、Ｅ会は政治団体を特定して交付金を渡したものではないが、Ｃは、被告人Ａの政治活動に関する収支は、被告人Ａが代表者を務めるＭ支部又はＤ会に付けており、Ｍ支部には政党助成金が入っているから、Ｆ党が開催する総会など政党に関するものはＭ支部に付け、被告人Ａ個人の政治活動に関するものはＤ会に付けていたと証言している。そして、交付金は、Ｅ会からＡ事務所に対して交付されたものであり、Ｆ党に関するものではないから、Ｍ支部ではなく、Ｄ会に帰属し、Ｄ会の収支報告書に記載されるものと認められる。Ｅ会が、会員に対し、政治活動費に充ててもらうために行っていた年２回の寄附（交付金とは別のもの）がＤ会の

口座に送金されていることは、前記認定を支えるものといえる（Ｅ会からの年２回の寄附を受ける先については、Ｃが、被告人ＡとＧに相談した上で決めたものと認められる。）。

⑵　また、弁護人は、Ｅ会に関する支出について、Ｄ会ではなくM支部から行われたものもあるなどと主張する。しかし、Ｃは、被告人Ａが当選した当初は、Ｄ会に独自の収入がなかったので、収支報告書において、やむなくM支部から支出しているものがあった、Ｄ会での収入が出始めてからは、徐々に変えていく努力をしてきたが、間違っている部分もあったと証言しているところ、この内容に不自然な点はなく信用できるから、弁護人の主張は前記認定に影響を与えない。

さらに、弁護人は、交付金とＥ会からの年２回の寄附では交付態様や領収書の有無等が異なっており、この事実は、むしろ、交付金がＤ会に対する寄附でないことを推認させるとも主張する。しかし、交付金と年２回の寄附とは、収支報告書への記載などＥ会における取扱いが異なっているのであるから、交付態様等が異なっていることをもって、交付金がＤ会に対する寄附に当たらないということにはならない。

４　収支報告書の虚偽記入に関する被告人両名の共謀

⑴　検討の全体像

検察官は、弁護人からの求釈明も踏まえ、被告人両名の間では平成２６年分の収支報告書完成時において、収支報告書の虚偽記入について共謀が成立し、その後も同様に共謀していたと主張していることから、以下、時系列に沿って、平成２６年分の収支報告書完成時における被告人両名のノルマや交付金の性質等に関する認識、共謀等について順次検討する。

⑵　平成２６年分の収支報告書完成時におけるノルマの認識

関係証拠によると、Ｅ会では、毎年、事務局長が会長と相談し、１月頃にノルマを決め、事務局長が会員等に対して電話でノルマを伝達していたことが認められる。平成２６年はＯが事務局長に就任する前であり、被告人Ａらに伝えた具体的な状況

は明らかでないが、ノルマの性質や重要性からすると、事務局長が被告人Ａ又はその秘書に伝えていなかったとは考え難く、秘書が聞いていた場合には被告人Ａに伝えたものと考えられる。これに対して、被告人Ａは、平成２６年当時、ノルマが設定されていることを聞いたことがなかった、平成２９年に自分が初めて交付金を取りに行き、パーティー券がよく売れていることは分かっていたので、パーティー券に関係しているのかなとは思った、平成３０年以降についてもノルマが分からなかったので、ノルマを超えているか超えていないかも分からなかったなどと供述する。しかし、事務局長は、毎年ノルマを会員等に伝えていたというのであるから、被告人Ａが平成３０年以降も含めてノルマについて知らなかったというのは考え難く、ノルマの認識に関する被告人Ａの前記供述は全体として信用できない。以上からすると、被告人Ａは平成２６年からノルマについて認識していたと認められる。

次に、被告人Ｂの認識についてみると、Ｐは、ノルマが分からないと販売の目標額なども分からないので、一般的に、パーティー券を取りに来た秘書に対して、割当て枚数を伝えていたと証言している。他方、被告人Ｂは、平成２６年にパーティー券を受け取った際にはノルマについて説明を受けておらず、平成２９年頃のＥ会の総会の後くらいに秘書仲間からノルマがあることを聞いた、平成２９年６月にＥ会から９１８万円を受け取った旨の受取書を事務所内で見付けて、ノルマを超えたお金が戻ってきたと思った、パーティー券を販売した現金が手元にあったのでその取扱いについてＥ会事務局に電話をした際に具体的なノルマの枚数等を初めて聞いたなどと供述している。このような被告人Ｂの供述は、相応の具体性を持ったものである。そして、Ｐの証言は被告人Ｂに渡した際の具体的なやり取りについて述べたものではないこと、Ｐは、別の事務局職員が受渡しを担当した可能性があり、平成２６年当時は、書面ではなく口頭で伝えていた可能性があるとも証言していることも踏まえると、被告人Ｂの前記供述を虚偽のものであるとして排斥することは困難である。検察官は、被告人ＢはＡ事務所におけるＥ会パーティーの責任者であるから、ノルマについて認識していたと主張する。そこで検討すると、Ｈの証言によ

れば、被告人Ｂがパーティー券の販売状況について岐阜事務所のＨと連絡を取りながら管理していたことが認められるが、Ｈが秘書となったのは平成２６年３月頃であるから、Ｈの前記証言が平成２６年のパーティー券販売状況に当てはまるかは明確でない。また、平成２６年当時、被告人Ｂが周りにノルマを告げるなどしながらパーティー券を積極的に販売していた状況もうかがわれないから、検察官の指摘を踏まえても、ノルマの認識に関する被告人Ｂの前記供述の評価は変わらない。以上からすると、被告人Ｂが、平成２６年にパーティー券を受け取った際にノルマを聞いて認識したとする検察官の主張には合理的な疑いが残る。

⑶　平成２６年分の収支報告書完成時における交付金制度の理解と交付金の発生の認識

関係証拠によれば、Ｅ会では、事務局長が会長と相談して交付金額を決め、事務局長又はＰが、会員等に対して、返金の準備が整ったと電話で伝えていたことが認められる。

そうすると、被告人Ａについては、前記のとおり、ノルマを認識していたと認められる上、交付金を受け取る前に、Ｅ会事務局から返金の準備が整ったと連絡を受けていたと認められる（同事務局が被告人Ａの秘書に対して連絡していた可能性も認められるが、その場合には秘書が被告人Ａに伝えたものと考えられる。）。以上からすると、Ｅ会事務局が、被告人Ａに対して、交付金制度について具体的な説明をしていないとしても、被告人Ａは、交付金がパーティー券の販売代金としてＥ会に渡した金銭のうちノルマを超過した分であることを少なくとも未必的には認識していたと認められる。

他方、被告人Ｂについては、前記のとおり平成２６年の時点でノルマを把握していたとはいえない上、Ｅ会事務局から返金の連絡を直接受けたとはいえず、平成２６年分の交付金を受け取った際に、それがパーティー券の販売代金のうちノルマを超過した分の返金であるなどと説明を受けたともいえないことからすると、交付金制度について理解していなかった可能性が否定できない。

⑷　平成２６年分の収支報告書完成時における虚偽記入の認識及び共謀

ア　検察官は、平成２６年分の収支報告書の虚偽記入に関する共謀について、被告人両名が、交付金受領の事実をＣに伝えないことについて直接話し合ったと主張しているものではなく、Ｇを介して、交付金について収支報告書に寄附として記載しない旨を黙示的に意思連絡したと主張していることから、まず、Ｇを介した被告人両名のやり取りの内容について検討する。

関係証拠によれば、以下の事実が認められる。

被告人Ｂは、平成２６年６月２４日、Ｅ会事務所で受領した平成２６年分の交付金である現金１１０万円在中の封筒を東京事務所に持ち帰り、その頃、Ｇに対し、持ち帰った現金の扱いについて相談した。その際、被告人Ｂは、Ｇに対し、現金を派閥から受け取った旨述べたほか、これなんですけど、どうしたらいいですか、領収書が要らない、使っても領収書を取らなくていいお金だといって預かってきたんですがなどと説明した。Ｇは、気持ち悪いお金と考えて、被告人Ｂに対し、預り金か仮受金として認識しましょう、銀行口座を新たに作って、預り金口というような名前でためておいて、いつでも返せる状態にしようなどとアドバイスするとともに、Ｊに対し、銀行口座を別に作って、預り金口という名前でなどと告げた。

Ｇは、平成２６年の夏か秋頃、被告人Ａに対し、Ｅ会からのお金は預り金として扱ったほうがいいよと被告人Ｂに言っておいたと伝えた。その際、被告人Ａは、Ｇに対して聞き返すなどしなかった。

Ｇの証言は、具体的で自然な内容であり、被告人両名の供述とも概ね整合することから信用できる。なお、被告人Ｂは、Ｇに対し、Ｅ会は領収書が要らないというようなことは言ったかもしれないが、使っても領収書が要らない金だとは言っていないと供述する。しかし、Ｇは、当時、使っても領収書が要らない金だと聞き、気持ち悪いお金、公序良俗に反するものなのかと考えたと述べており、このような当時の心情と結び付いて述べられたＧの前記証言は自然である。加えて、Ｇ証言によれば、使っても領収書が要らない金と被告人Ｂに述べたのはＥ会事務局と解される

ところ、Ｅ会は、当時、交付金を会員に譲渡した金として扱う一方、Ｅ会の収支報告書には寄附として記載せず、また、会員の収支報告書にも記載されないものと想定していたのであるから、そのような性質の金についてＥ会事務局が前記のような説明をすることは自然であり、その旨被告人Ｂから聞いたとのＧ証言も自然である。被告人Ｂの前記供述は信用できない。検察官は、Ｇの証言のうち、Ｇが、被告人Ａに対して、預り金を費消してもよい旨伝えていなかったという点は信用できるものの、Ｅ会から交付を受けた現金を使ってはいけない旨伝えていなかったという点は不自然かつ不合理であって信用できないと主張する。しかし、前記のとおり、Ｇは、被告人Ａに対して、Ｅ会からのお金は預り金として扱ったほうがいいよと被告人Ｂに言っておいたと伝えたなどと、預り金に関する説明について具体的に証言していること、被告人Ａが主張している預り金管理の方法を説明したことはない旨述べるなど、ことさら被告人Ａに有利な証言をしているとはいえないことなどからすると、検察官の主張は採用できない。

イ（ア）　以上を踏まえて、被告人Ａの認識についてみると、被告人Ａは、交付金について、Ｇから預り金にすると聞いたことから、預り金として、いつでも返せる状態で管理していたと供述する。しかし、被告人Ａは、Ｅ会から預かるように依頼されたという話を聞いたものではなく、受け取った金銭を他と分けて管理していたものでもないのであるから、被告人Ａが、交付金について預かるという認識でいたとは考え難い。

検察官は、被告人Ａは、ノルマを認識し、交付金制度について理解していたと認められるから、交付金を寄附として被告人Ａの政治団体の収支報告書に記載しなければならないことを認識しており、Ｃに交付金の存在を伝えていないことからすれば、収支報告書の虚偽記入について認識していたと推認できると主張している。そこで検討すると、被告人Ａが平成２６年分の交付金についてＡ事務所の関係者とやり取りをしたのは、証拠上、Ｇが被告人Ａに対し、交付金は預り金として扱ったほうがよいと被告人Ｂに話したことを伝えた場面にとどまり、収支報告書に関するや

り取りは見当たらない。そして、Ｇの前記発言内容ははっきりしたものではないから、被告人Ａが収支報告書の虚偽記入について認識したのであれば、Ｇの発言を受けて、収支報告書における交付金の取扱い等についてＧや被告人Ｂに確認するなどするものと考えられる。また、収支報告書に交付金が記載されないようにするためには、交付金を受領したことについて自らがＣに伝えないのみならず、交付金を受領した被告人Ｂを含む東京事務所の秘書らが交付金受領の事実をＣに伝えないようにする必要がある。しかし、Ｇから交付金に関する発言があった際に、被告人Ａが、Ｇに対し収支報告書における交付金の取扱い等について確認した様子はうかがわれず、その後、被告人Ｂらとの間で交付金の取扱いや収支報告書の記載に関してやり取りをして、交付金受領の事実がＣに伝わらないようにするなどした状況もうかがわれない。さらに、収支報告書案が岐阜事務所から東京事務所に送られるようになったのは平成３０年以降であり、平成２６年分の収支報告書について、被告人Ａは確認しておらず、被告人Ａが秘書らに依頼するなどして確認しようとした状況もうかがわれない。政治資金規正法上、収支報告書の作成者は会計責任者であって国会議員ではなく、当時は、国会議員は収支報告書の内容を確認することを義務付けられてはいなかったところ、このことも踏まえると、被告人Ａが収支報告書を確認していないことは不自然なものとはいえない。

以上のような交付金や収支報告書に関する被告人Ａと関係者らとのやり取りや収支報告書の確認の状況等からすると、被告人Ａが供述するように、収支報告書の記載について意識しておらず、収支報告書において交付金を寄附として記載しなければならないことを認識していなかった可能性が否定できないから、被告人Ａが収支報告書の虚偽記入について認識していたとする検察官の主張には合理的な疑いが残る（前記の被告人Ａの行動１つ１つをみた場合には、未必的な認識と両立し得るといえるが、被告人Ａの一連の行動を合わせて総合考慮すると、前記のとおり、収支報告書において交付金を寄附として記載しなければならないことを認識していなかった可能性が否定できないと考えられる。）。

（イ）　次に、被告人Ｂの認識についてみると、前記のとおり、被告人Ｂは、平成２６年の時点において、ノルマを認識していたとも、交付金がノルマ超過分の返金であると理解していたともいえない。また、被告人Ｂも被告人Ａと同様に、平成２６年分の収支報告書を確認したとはいえず、確認しようとした状況もうかがわれない。検察官が主張するように、被告人Ｂが、交付金を受領した際にＥ会事務局から聞いた話から、Ｅ会がＥ会の収支報告書に交付金を寄附支出として載せないことを認識し、Ｅ会の収支報告書の記載と被告人Ａの政治団体の収支報告書の記載に齟齬が生じることについて悩み、Ｇに相談したのであれば、Ｇとの間で収支報告書の記載に関するやり取りがあるものと考えられるが、そのようなやり取りがあったことはうかがわれない。以上からすると、被告人Ｂが、平成２６年分の交付金を受け取った際のＥ会とのやり取りなどから収支報告書に虚偽の記入をすることを認識したとする検察官の主張は認められない。

（ウ）　したがって、被告人両名については、いずれも平成２６年分の収支報告書の虚偽記入について認識していたと認めることができない。検察官が主張するＧを介した共謀の点についてみても、前記のとおり、Ｇの被告人Ａや被告人Ｂに対する発言はいずれも収支報告書に関するものではなく、Ｇの発言を受けて被告人Ａが被告人Ｂと交付金や収支報告書に関してやり取りをしたとはいえず、被告人Ｂが被告人Ａに対して収支報告書の確認を求めて被告人Ａが了承した状況なども認められない。以上からすると、被告人両名が、Ｇを介して、収支報告書に交付金を寄附として記載しない旨を黙示的に意思連絡し、平成２６年分の収支報告書の完成までには、同報告書に虚偽の記入をする旨の共謀が成立したとする検察官の主張には合理的な疑いが残る。

⑸　平成３０年ないし令和３年分の収支報告書の虚偽記入に関する共謀

ア　検察官は、被告人両名が、毎年、収支報告書案を確認していたことを理由の一つとして虚偽記入の認識、共謀を主張することから、被告人両名が収支報告書案を確認していた状況について検討する。

関係証拠によると、以下の事実が認められる。

Ｄ会の収支報告書にカラオケ代が会合費として計上されていたことについて、平成２９年１１月頃、報道機関に指摘されたことから、被告人Ａは、Ａ事務所の秘書らに対して、収支報告書をよく確認するようにと指示し、平成３０年以降は、税理士から受け取った収支報告書案を、Ｃが、東京事務所にファックスで送り、確認を依頼していた。収支報告書案は、提出期限である５月末日の１週間前くらいに東京事務所に送られ、Ｉらは、ファックスをコピーしたものを被告人Ａの机上に置いた。東京事務所では、被告人Ｂが中心となって収支報告書案を確認し、Ｃに対して、記載を日付順にするのがよいのではないか、会合費で計上しないほうがよいといった指摘や誤字脱字の指摘などを行っていた。平成３０年ないし令和３年分のＤ会の収支報告書案には交付金が記載されていなかった。

この点につき、被告人Ａは、平成３０年以降は収支報告書案が机上に置かれていたと思うが内容を確認していない旨、被告人Ｂは、自分は支出先に変な店がないかのチェックをしたにとどまる旨、それぞれ供述する。

そこで、被告人Ａによる収支報告書案の確認状況について検討すると、東京事務所において、収支報告書案のコピーが被告人Ａの机上に置かれたことは認められるものの、被告人Ａが収支報告書案を実際に確認していた状況に関する証言や供述はなく、被告人Ｂが被告人Ａの了承を得てからＣに回答するなどの決まった手続が採られていた状況もうかがわれない。また、収支報告書案が東京事務所に送付されるのは提出期限の約１週間前で、確認できる期間も長くはなかったといえる。さらに、収支報告書案を東京事務所に送付するようになったのは、東京事務所の秘書らが確認するためであり、被告人Ａ自身が確認するためではないこと、前記のとおり、法律上、被告人Ａが収支報告書の内容を確認することが義務付けられていたものではないことからすると、被告人Ａが、平成３０年ないし令和３年分の収支報告書案をいずれも確認していなかったとしても不自然とはいえない。以上からすると、収支報告書案を見ておらず、交付金が記載されていないことも分からなかった旨述べる

被告人Ａの供述を排斥することはできず、収支報告書案を確認していたから、収支報告書に交付金が記載されていないことを認識していたとする検察官の主張については合理的な疑いが残るといわざるを得ない。この点、検察官は、被告人Ｂが、平成３０年５月に弁護士に対し、「収支報告書二件分・・・本日、議員に見せて、Ｆ党コンプライアンス課にもお伺いし、一応チェックしたメモを作成しました」、Ｃに対し、「Ｑ先生よりメールの返信をいただき、先ほど議員に確認できたので転送します。自動車負担金は、Ｆ党に確認しましたが、記載しないという方向でお願いできたらと思います。」、令和２年５月に被告人Ａに対し、「Ｃさんより収支報告書の直しの最終が届きました。これから事務手続きをされるそうなのですが、議員にチェックお願いできますでしょうか。一応、Ｉ、Ｂでチェックして気になるところは、直していただいております。」とのメッセージをそれぞれ送信していること、Ｉが、令和４年５月にＣに対し、「収支報告書は議員も含め皆で見てもらっています」とのメッセージを送信していることなどを指摘し、被告人Ａが収支報告書を見ていないと供述していることは、このようなメッセージの内容と整合的でないと主張する。しかし、前記の各メッセージは、収支報告書案について、被告人Ａが確認したり、修正の指示をしたりした具体的な状況について記載したものではないから、これらによって、被告人Ａが実際に収支報告書案の内容を確認し、収支報告書案に交付金が記載されていないことを認識していたとはいえない。なお、Ｃも被告人Ａが収支報告書を確認していると思っていた旨述べているが、具体的な確認状況について述べているものではないことからすると、このことから被告人Ａが間違いなく確認していたとはいえない。

次に、被告人Ｂについて検討すると、カラオケ代問題を受けた前記対応から明らかなとおり、収支報告書案に対する被告人Ｂの確認は専ら支出面にあったと認められるものの、平成３０年ないし令和３年分のＤ会の収支報告書案には、各年の収支報告書の表紙の次の頁に収支の総額や寄附金額が記載され、その次の頁に、被告人Ｂが業務を取り仕切り、かつ、通帳を管理していた勉強会であるＡ政経フォーラム

（以下「政経フォーラム」という。）の収入額や開催日・開催場所等が記載されていたほか、その後の頁の支出欄には、政経フォーラムに関する支出がその開催日・開催場所も含めて記載されていた。また、被告人ＢがＤ会又はM支部の収支報告書案の収入欄につき、一度、Ｃに対し、記載されていた寄附者の名義を個人から会社に変更してほしいと求めたことがあった。前記のような、収支報告書の収入欄の箇所、被告人Ｂによる指摘の存在等に照らすと、政経フォーラムの帳簿を作成していたのがＣであることを踏まえても、被告人Ｂは、各年の収支報告書案の収入欄を目にしていなかったとはいえず、交付金が記載されていないことを把握していなかったとはいえない。ただし、前記のとおり、収支報告書案の確認の目的は専ら支出面にあったといえ、令和４年分の収支報告書のように、収入に関して付替えを行うなどの積極的な対応をとっているものではないのであるから、収支報告書案の収入欄の記載について被告人Ａに相談するなどしなかったとしても不自然なものとはいえない。

イ　以上を踏まえて、平成３０年ないし令和３年分の収支報告書の虚偽記入に関する被告人両名の共謀について検討する。平成３０年ないし令和３年分の収支報告書に関しては、後に検討する令和４年分の収支報告書作成前の状況のように、交付金の取扱いについてＥ会から具体的な依頼があったり、被告人両名の間で交付金の取扱いについて直接のやり取りがあったりしたものではない。そして、被告人両名に虚偽記入の共謀があったと推認できる理由として検察官が主張している基本的な事実関係（平成２６年分の収支報告書に関する被告人両名の虚偽記入の認識、共謀、被告人Ａによる平成３０年ないし令和３年分の収支報告書案の確認）を認めるには、前記のとおり合理的な疑いが残るから、交付金を寄附として収支報告書に記載しないことについて、被告人両名の意思連絡があったとはいえない。また、平成３０年ないし令和３年分の収支報告書作成前の被告人両名の行動をみると、秘書らが交付金の存在に気付かないようにしたり、秘書らに交付金に関する情報の取扱いについて注意喚起したりすることにより、収支報告書の基となる会計帳簿を作成している

Ｃに交付金のことが伝わらないようにして、収支報告書に交付金が記載されることがないように留意していた状況はうかがわれない。このような被告人両名の一連の行動も、被告人両名が、交付金についてＣに伝えないことにより、収支報告書に虚偽の記入をさせるとの共謀をしたとする検察官の主張に、合理的な疑いを差し挟むものといえる。以上からすると、交付金を寄附として収支報告書に記載しないことについて、被告人両名が意思連絡をしていなかった可能性が否定できない。さらに、検察官が主張し、証拠上認定できるその余の事実関係を総合考慮しても被告人両名の共謀を認めることはできず、本件において、裁判所が、検察官が主張していない間接事実等を含む新しい判断枠組みについて別途検討することは相当でないと考えられる。したがって、被告人両名について、検察官が主張する平成３０年ないし令和３年分の収支報告書の虚偽記入に関する共謀を認めることはできない。

⑹　令和４年分の収支報告書の虚偽記入に関する共謀

ア　関係証拠によれば、被告人Ｂが令和４年分の交付金を受け取った際の状況やその後の対応について、以下の事実が認められる。

被告人Ｂは、被告人Ａの指示を受けて、令和４年９月５日、Ｅ会事務局で、令和４年分の交付金である現金１１２０万円を受け取った際、Ｏから、Ａさんのところではパーティーとか勉強会をやっていますか、もしやっているとしたら、このお金を薄くまいてほしい、Ａさんのところは金額が多いので、回数に分けてまいてほしい、Ａさんにはもう既に伝えてあるからと言われた。被告人Ｂは、被告人Ａに対し、Ｏから言われた内容を伝えると、被告人Ａから、Ｃさんと相談するようにと言われた。被告人Ｂが、Ｃに対し、Ｅ会からパーティー券の返金分が１１２０万円あります、Ｏさんから、それをうちでやっている勉強会とかセミナーに薄くまくようにと言われました、Ａさんもそれは了解しているとＯさんにも言われました、Ａさんから、Ｃさんに相談するようにと言われたので電話をしましたと伝えると、Ｃから、うちでやっているならばフォーラムしかない、そのまま１１２０万円を入れてしまうと特定パーティーになってしまうので、何回かに分けなければいけないけれども、

年に３回やってるパーティーに分けても特定パーティーになってしまうので、ちょっと税理士さんと相談させてほしいと言われた。被告人Ｂ及びＣは、令和４年に３回開かれた政経フォーラムの当日の売上げとして、結局、１回につき１５０万円を付け替えることとした。被告人Ｂは、被告人Ａに対し、Ｃと相談した結果、令和４年の３回の政経フォーラムの当日の売上げとして、１回につき１５０万円を付け替えることとなった旨を報告したが、被告人Ａは特段何も言わなかった印象であり、了承してくれていると思った。Ｃは、令和４年に３回開かれた政経フォーラムの当日の売上げとして、１回につき１５０万円を付け替え、真実は、それぞれ５２２万円の収入、６３８万円の収入、５７１万円の収入であったにもかかわらず、Ｄ会の令和４年分の収支報告書のうち、年３回の政経フォーラムの収入を記載する欄に、それぞれ６７２万円の収入、７８８万円の収入、７２１万円の収入であった旨の虚偽の記入をした。被告人Ｂは、令和５年５月下旬頃、岐阜事務所から送付されたＤ会の令和４年分の収支報告書案を確認した際、年３回の政経フォーラムの当日の売上げとして、１回につき１５０万円が付け替えられており、令和４年分の交付金の一部を政経フォーラムの当日の売上げとして虚偽の記入がされていることを確認した。

これに対して、被告人Ａは、Ｏとの間で、勉強会等の売上げに付け替える旨のやり取りをしたことはないし、被告人Ｂとの間で、年３回の政経フォーラムの当日の売上げとして、１回につき１５０万円を付け替えるとの報告を受けたこともなければ、了承したこともない旨供述する。弁護人も、被告人Ａは、あくまで、今後行われるパーティー（政経フォーラム）の券をＥ会が購入してくれる話と理解したと主張する。

しかし、本件の経緯をみると、被告人Ｂが、交付金の処理についてＯから聞いた内容を被告人Ａに伝えたところ、Ｃに相談するよう指示されて、Ｃに相談した結果、既に開催された政経フォーラムの売上げに令和４年分の交付金の一部を付け替えることになったというものである。そのような経緯に加えて、過去の政経フォーラム

の売上げへの付替えという重要事項について、被告人Ｂが、被告人Ａに連絡してその了承を得ることなく実施することは考え難い。そうすると、被告人Ａに対し付替えを報告したところ、特段何も言わなかったという印象であり、了承してくれていると思ったなどとする被告人Ｂの供述は十分に信用でき、これに反する被告人Ａの供述は信用できない。また、被告人Ａが、Ｅ会の別の国会議員から、今後、Ｅ会が国会議員のパーティー券等を買うと言われたことがあったとしても、被告人Ｂの報告はそのような内容でなく、将来のパーティーへの付替えに関するものであると誤解したとは考え難い。

イ　以上を前提に、被告人両名の共謀について検討すると、前記のとおり、交付金はＥ会からＤ会への寄附であり、令和４年分の交付金については、Ｅ会から、Ａ事務所が行なっている勉強会等の売上げに付け替えるように依頼されたことなどからすると、被告人両名は、交付金を寄附として収支報告書に記載しなければならないことを認識していたと認められる。また、被告人両名は、交付金がＤ会に対するものと明確に認識していたとまではいえないものの、Ｄ会を含む被告人Ａの政治団体に対するものであることは認識していたものと認められる。そして、前記のとおりの、令和４年分の交付金を受領してから、令和４年分の収支報告書において政経フォーラムの収入に交付金の一部を付け替えた記載をして提出するまでの状況をみると、平成３０年ないし令和３年分の収支報告書作成前の状況と異なり、交付金の取扱いについて、Ｏから具体的な依頼があり、それを踏まえて、被告人Ｂと被告人Ａ、Ｃの間で、交付金を収支報告書に記載しないための具体的な方策についてやり取りがされている。そうすると、前記のとおり、検察官が主張する平成２６年分の収支報告書の虚偽記入に関する被告人両名の認識、共謀が認められないとしても、被告人両名及びＣは、令和４年分の収支報告書につき、同年に受け取った交付金を寄附に含まない虚偽の記入をすることを共謀したものと認められる。

これに対して、弁護人は、政経フォーラムの収入額を過大に記載することと寄附額を過小に記載することは異なり、前者の認識が後者の認識や共謀を推認させるも

のではないなどと主張する。しかしながら、前記のとおり、被告人Ｂは、Ｏから聞いた話などから、１１２０万円もの交付金をそのまま収支報告書に寄附として記載することができないことを認識し、そうであるからこそ、Ｏの依頼に沿う形で、交付金の一部について、過去の政経フォーラムの収入に虚偽の上乗せをすることとしたものと考えられ、被告人Ｂから報告を受けた被告人Ａも、被告人Ｂと同じ認識を持ち、付替えを了承したものと認められる。弁護人の主張は採用できない。

以上によれば、令和４年分の収支報告書につき、同年分の交付金を寄附として記載しないことについて被告人両名の意思連絡があったといえ、被告人両名がＣとの間で虚偽記入の共謀を遂げたと認められる。また、弁護人は争うものの、前記のような被告人Ｂの関与態様等に照らすと、少なくとも令和４年分の収支報告書につき、被告人Ｂは、Ｃと共に、Ｄ会の会計責任者の職務を補佐していたと認められる。

５　結論

よって、被告人両名については、判示のとおり、令和４年分の収支報告書については政治資金規正法違反の罪が成立する一方、平成３０年ないし令和３年分については同法違反の罪の成立が認められないと判断した。

【量刑の理由】

本件は、参議院議員であり政治団体であるＤ会の代表者であった被告人Ａと、被告人Ａの秘書であり、Ｄ会の会計責任者の職務を補佐していた被告人Ｂが、同職務を補佐していたＣと共謀の上、令和４年分のＤ会の収支報告書に虚偽の記入をしたという事案である。

被告人両名は、Ｅ会からの交付金が寄附に当たることを分かっていながら、その一部を別名目の収入に付け替えるなどして１０００万円を超える額の寄附を収支報告書に記載しなかった。不記載の額は大きく、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与するという政治資金規正法の目的を害しており、社会的影響の大きさも看過できない。被告人Ａは、国会議員という公職にあったのであるから、政治資金の取扱いの問題が自らの政治活動のみならず、政治に対する

国民の信頼にも影響を与えかねないことを認識していたにもかかわらず、本件に及んでおり、その責任は大きいといわざるを得ない。被告人Ｂは、被告人Ａの意向を受けて対応したものであり、従属的な立場にあったといえるが、多額の交付金を糊塗するための方策をＣと共に考えていることも踏まえると、その責任を軽くみることはできない。

その上で、本件は、被告人両名がＥ会の意向に沿って対応したものであり、これに反することは容易でなかったものと考えられること、被告人両名に前科前歴がないことなど被告人両名のために酌むべき事情をも考慮し、主文の各刑を定めた。

（求刑：被告人Ａにつき罰金１５０万円、被告人Ｂにつき罰金５０万円）

令和８年６月２６日

東京地方裁判所刑事第７部

裁判長裁判官　　福　　家　　康　　史

裁判官　　林　　直　　弘

裁判官坂口奨太は差支えのため署名押印することができない。

裁判長裁判官　　福　　家　　康　　史